

クリーニング所における衛生管理要領、ワーキングチーム報告書 対比表

衛生管理要領 改正案	衛生管理要領（現行） 関係箇所	報告書
<p>第6 引火性溶剤の取扱い</p> <p>引火性溶剤は、容易に蒸発しやすく、また引火しやすい性質をもっているため、安全衛生に留意し、引火性溶剤を使用するクリーニング所においては、さらに、以下の対策を講ずることが重要である。</p>		
		衛生管理要領の改正について
1 溶剤の保管等		① 溶剤の保管等に係る対策
(1) できるだけ引火点が高い溶剤を選択すること。	←	・ できるだけ引火点が高い溶剤を選択すること
(2) 溶剤の保管時に温度管理に留意すること。	←	・ 保管時に温度管理に留意すること
<p>(作業所とあわせて、記載)</p>	<p>第2 5 クリーニング所内の採光、照明及び換気が十分行える構造設備であること。</p> <p>第2 9 有機溶剤を使用する洗濯物の処理（以下「ドライクリーニング処理」という。）を行うクリーニング所には、局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響についても十分に配慮すること。</p> <p>また、気化溶剤の回収を行うための有機溶剤回収装置を備えることが望ましいこと。</p> <p>第3 2(7) 施設内は、換気を十分にすること。特に、ドライクリーニング処理を行うクリーニング所については、気化した有機溶剤の排気又は回収に留意すること。</p>	<p>・ 保管場所の換気を行うこと</p>
(3) 洗濯機や乾燥機等からできるだけ隔離して保管すること。	←	・ 洗濯機や乾燥機等からできるだけ隔離すること
(4) 保管容器は密閉すること。	←	・ 保管容器は密閉すること
(本文修正)		
第3 4(1) 洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤及び消毒剤等は、そ	第3 4(1) 洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤及び消毒剤等は、そ	

<p>れぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管すること。 (第6 最初に記載)</p>	<p>れぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管すること。 <u>なお、有機溶剤は、容易に蒸発しやすく、また引火しやすい性質をもっているため、必ず密閉容器に入れ、保管及び取扱いについてはその安全衛生に十分留意すること。</u></p>	
(5) 保管量は、できる限り抑制すること。	←	・ 保管量は、できる限り抑制すること
(6) 溶剤の保管容器を不導体の上に設置しないこと。	←	(国土交通省 通知)
2 洗濯工程		② 洗濯工程における対策
(1) 洗濯の頻度に応じ、適時に洗剤の濃度測定を行うこと。	←	・ 洗濯の頻度に応じ、適時に洗剤の濃度測定を行うこと
(2) 静電気を抑えるため、洗濯の頻度及び洗剤の濃度測定に応じ、洗剤を投入すること。	←	・ 洗濯の頻度及び洗剤の濃度測定に応じ、洗剤を投入すること
(3) 溶剤に適した洗剤を用いること。	←	・ 溶剤に適した洗剤を用いること
<p>(本文修正) 第3 4 (6) ドライクリーニング処理を行う場合は、溶剤中の洗剤濃度を常に点検し、適正な濃度の維持に努めること。</p>	<p>第3 4 (6) ドライクリーニング処理を行う場合は、<u>洗淨効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度の維持に努めること (溶剤相対湿度を75%前後に保つことが望ましい。)</u>。</p>	
(4) 洗濯機のボタントラップ、フィルター等について定期的に清掃すること。	<p>第3 2 (9) 洗濯機、脱水機、プレス機等の機械及び器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるように整備しておくこと。</p>	・ ボタントラップ、フィルター等について定期的に清掃すること
(5) 洗濯物を乾燥機に移し替える際は、静電気の発生を抑えるため、布製の容器を利用し、素早く移し替えること。	←	・ 洗濯物を乾燥機に移し替える際は、布製の容器を利用し、素早く移し替えること
3 乾燥工程		③ 乾燥工程における対策
(1) リントフィルターを定期的に清掃すること。	<p>第3 2 (9) 洗濯機、脱水機、プレス機等の機械及び器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるように整備しておくこと。</p>	・ リントフィルターを定期的に清掃すること
(2) 回収乾燥機により回収した溶剤は、回収容器、回収量及び作業に留意し、速やかに機械等に注入すること。なお、回収容器は	←	・ 回収乾燥機により回収した溶剤は、回収容器、回収量及び作業に留意し、速やかに機械等に注入すること。なお、回収容器はで

できる限り溶剤が蒸散しない容器を用いること。		きる限り溶剤が蒸散しない容器を用いること。
(3) 乾燥後は、速やかに洗濯物を乾燥機から取り出し十分に放冷すること。	←	・乾燥後は、速やかに洗濯物を乾燥機から取り出し十分に放冷すること
(4) 乾燥後の洗濯物を乾燥機のそばに置かないこと。	第3 3 (18) 仕上げの終わった洗濯物の保管は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。	・洗濯物を乾燥機のそばに置かないこと
4 その他		④ その他の対策
(1) クリーニング作業前に洗濯物中のライター、金属等異物を除去すること。	←	・クリーニング作業前に洗濯物中のライター、金属等異物を除去すること
(2) 床等の清掃により、蒸散量を低下し、かつ安全性を向上させること。	第3 2 (1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。	・床等の清掃により、蒸散量を低下し、かつ安全性を向上させること
(本文修正) 第3 2 (7) <u>引火性溶剤の保管場所、作業所等施設内は、換気を十分にすること。特に、ドライクリーニング処理を行うクリーニング所については、<u>大気汚染防止法等に留意し、環境汚染防止に努め、気化した有機溶剤の排気又は回収に配慮すること。</u></u>	第2 5 クリーニング所内の採光、照明及び換気が十分行える構造設備であること。 第2 9 有機溶剤を使用しての洗濯物の処理（以下「ドライクリーニング処理」という。）を行うクリーニング所には、局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響についても十分に配慮すること。 また、気化溶剤の回収を行うための有機溶剤回収装置を備えることが望ましいこと。 13 洗濯物の処理を行うクリーニング所の作業場内には、しみ抜きを行う場所を設け、適当な位置に機械的換気設備を設けることが望ましいこと。 第3 2 (7) 施設内は、換気を十分にすること。特に、ドライクリーニング処理を行うクリーニング所については、気化した有機溶剤の排気又は回収に <u>留意</u> すること。	・作業所の換気を行うこと

(3) 作業所からライター等の火気を排除すること。	←	・作業所からライター等の火気を排除すること
(4) 自然乾燥を行う際には、十分に換気し、機械から隔離すること。	第3 3 (10) ドライクリーニング処理による洗濯物の乾燥は、乾燥機等の装置内で、使用した有機溶剤の種類等に応じて適正温度で行うこと。	・自然乾燥を行う際には、十分に換気し、機械から隔離すること
(5) 洗濯物及び仕上げ品を機械から隔離すること。	第3 3 (18) 仕上げの終わった洗濯物の保管は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。	・洗濯物及び仕上げ品を機械から隔離すること
(6) 放電プレートや静電気対策が施された服等により、作業者の帯電を防ぐこと。	←	・放電プレートや静電気対策が施された服等により、作業者の帯電を防ぐこと
(7) 作業所、保管場所等に予想される火災原因に応じた消火器等消火設備を備えること	←	・作業所、保管場所等に予想される火災原因に応じた消火器等消火設備を備えること

改正案	現行 関係箇所	報告書(自主的管理に関する部分)
(本文追加) 第3 管理 2 施設、設備及び器具の管理 (17) 洗濯機及び乾燥機にアースを設置すること。	第2 11 洗濯物の処理を行うクリーニング所には、洗濯物を適正に処理できる業務用設備として、洗濯機及び脱水機（又は洗濯脱水機）等を備え、また、乾燥機、プレス機及び給湯設備等を備えることが望ましいこと。	・洗濯機及び乾燥機にアースを設置すること
		・静電気モニター（洗剤濃度モニター）を設置すること
		・洗剤を自動投入する装置を設置すること
		・洗濯機の溶剤の温度を下げること
		・窒素充填装置により酸素濃度を低下させること
		・風量及び温度を管理する機能を有する乾燥機を設置すること
	第5 1 営業者は、施設、設備及び洗濯物等の管理及び取扱いに係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。	・引火性溶剤を用いるクリーニング作業に関し、管理マニュアル等を活用し、適切に管理すること。
		・関係者に対し、安全対策に係る知識の普及及び安全意識の向上に努めること

		<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機をはじめとする機械設備等について、安全性の向上の観点から引き続き研究開発に努めること
		<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の衛生管理要領や作業管理マニュアル等に基づき、日頃からクリーニング作業の安全性の向上に努めること
		<ul style="list-style-type: none"> ・回収型乾燥機には、引火、燃焼時に圧力を逃がすための放散口等を備えること
		<ul style="list-style-type: none"> ・出火した際に延焼を抑えるよう施設及び設備を設けること
	<p>第3 1 クリーニング師の役割</p> <p>(1) クリーニング業法に基づき、洗濯物の処理を行うクリーニング所に必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。</p> <p>(2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めるとともに、日頃から関連する研修会、講習会への積極的な参加等により一層の衛生、洗濯処理等に関する知識、技能の向上に努めること。</p> <p>第5 2 営業者は、営業施設ごとに施設、設備及び洗濯物等を衛生的に管理し、洗濯物の処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他適当な者にこれら衛生管理を行わせること。</p> <p>第5 3 クリーニング師等は、営業者の指示に従い、責任をもって衛生管理に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング師等については、引火性溶剤に係る管理や工程別の安全対策、建築基準法、消防法等関連法規に関する知識も深め、管理体制の強化に資するようにすることが必要。